

FO-001: 森林経営活動

【吸収方法】

- 森林で、森林経営計画に基づく森林経営活動を実施することで、地上部・地下部バイオマスによる吸収量が増大する。

【適用条件】

- ① 森林法第5条又は第7条の2に定める森林で実施されること。
- ② 原則、森林経営計画の単位で、森林経営計画に沿って実施されること。
- ③ プロジェクト実施地に主伐実施の林分を含む場合は、認証対象期間における吸収量の累計が正であること。
- ④ 認証対象期間内において、森林経営計画に基づく間伐が計画されていること。
- ⑤ 森林経営計画において土地転用が計画されていないこと。

【ベースライン 吸収量の考え方】

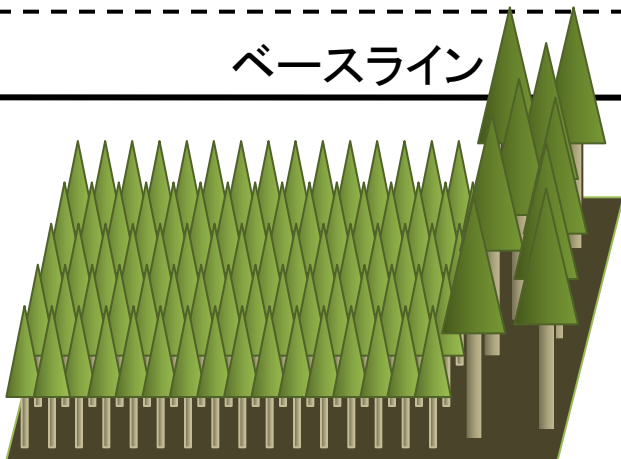
- 適切な森林施業が継続されなかった場合の吸収量とする

【主なモニタリング項目】

- 森林施業(植栽、保育、間伐、主伐)が実施された樹種・林齢別の面積(保育:下刈、除伐、食害防止対策)
- 森林施業が実施された森林の地位(樹高等の計測により特定される、林地の生産力を示す指数)
- 森林施業又は森林の保護(森林の巡視等を含む)の実施状況

【方法論のイメージ】

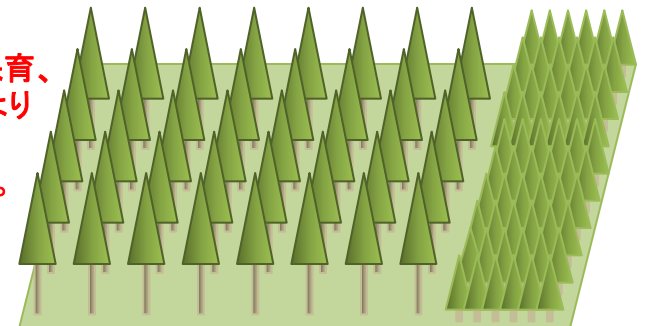
ベースライン



森林施業が継続されなかった場合の吸収量

プロジェクト実施後

森林施業
(植栽、保育、
間伐)により
吸収量が
増大する。



地上部・地下部バイオマスの吸収量